悪質商法にご用心!!

家に居ながら利用できる訪問販売や通信販売は手軽で便利な一方、一部の悪質な業者があなたを狙っています。販売手口も巧妙で悪質化しており、特に社会経験の少ない若者やお年寄りが標的にされています。あなたやあなたの家族、友人が被害にあい、トラブルに巻き込まれないように、この特集をお役だて下さい。

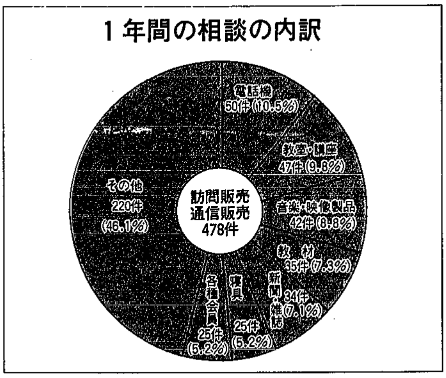

平成二年度に市消費生活センターに寄せられた消費者相談は千二百十六件で前年度より八十一件少なくなりました。

この相談のうち訪問販売や通信販売の特殊販売方法に関する相談は四百七十八件で全体の四割近くになっています。

平成二年度の特徴は、電話やはがきでの呼び出し商法や士（さむらい）商法、SF商法、マルチ（マルチまがい）商法が多くありました。

若者と高齢者が狙われやすい

若者が多くトラブルに巻き込まれるものとしては、資格取得講座を勧誘する士（さむらい）商法、特別割引カードをあげると誘う呼び出し商法、ビラで無料体験と言って契約させる美容体験商法などです。

高齢者の場合は、説明会で寝具や健康器具を売る催眠商法、公的機関をかたって電話機や消火機を売るかたり商法などがあります。

これらのトラブルに巻き込まれないためにも普段から家族同士で注意し、疑わしいセールスマンが来たことなど、何でも話し合うことが大切です。

未成年者の契約は親の同意が必要

未成年者（二十歳未満）の契約には親の同意が必要で、親の承諾のない契約は取り消しができます。方法としては、親権者か本人が契約取り消しの通知を出すことで取り消しができます。

取り消しをした場合は、支払い済みのお金は返してもらえますし、商品を受け取っている場合は、現に残っている商品だけを返せばよいことになっています。

もし商品を使ってしまった場合であっても、一般的にはその使用分の代金を支払う必要はありません。

このように未成年者は法律上保護されていますが、成人後に代金を支払うなどの追認行為があると取り消しはできなくなりますので注意して下さい。

訪問販売の場合

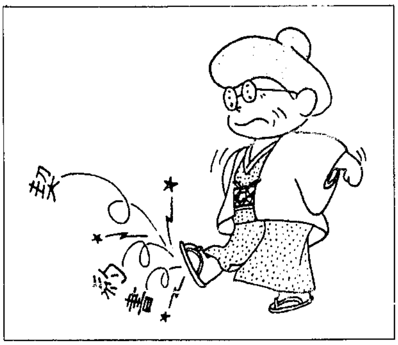

クーリング・オフは（無条件解約）8日以内に

契約申込（約束）は口約束でも立派に成立し、一度結ぶとそれを守る義務が生まれ、自分の都合だけでは一方的にやめられません。しかし訪問販売の場合は、予期しないときにセールスマンが訪れて一方的に説明を聞かされ、契約申込をさせられることから、消費者保護のために無条件解約ができる権利（クーリング・オフ）が認められています。

クーリング・オフの条件は

①訪問販売による契約申込である
②契約申込の書面を受け取った日を含めて八日以内である
③指定された商品（サービス・権利）の購入である
④化粧品など使うと商品価値がなくなるものは、まだ使用していない
⑤代金全額支払い済みであっても三千円以上である
⑥解約申出を書面によりしている

解約の通知は内容証明郵便で

解約の申し出は必ず書面でして下さい。解約に伴う経費は販売業者の負担です。また、支払い済みのお金は返してもらうことができます。

解約の申し出は書面の発送日が発効日です。発送したことが後で証明される内容証明郵便か、簡易書留はがきで行って下さい。

内容証明郵便の用紙は、文房具店などで売っている市販の用紙を使うと便利です。それを三部複写とし、誤字脱字などの訂正は、訂正印を押します。

一通は相手側に、一通は郵便局に保管、残りの一通は差出人が保管します。

契約は慎重に！
家族や知人と相談しよく考えてから

●はがき（簡易書留）での通知例

郵便はがき
○○○○○
○○○○
○○○
株式会社
○○課 御中

申込日　○年○月○日
商品名・担当者名
右記日付の申込は撤回（または契約は解除）します。
住所
名前

内容証明郵便での通知例

申込解除通知
私は、平成○年○月○日貴社のセールスマ
ン○○○○氏から勧められて、自宅において
○○○○○の購入申込（金○○○○○○円）を
しましたが、都合により解除いたします。
なお購入申込の際支払った○○○○○円は
直ちに返金ください。
また渡されました商品については早急にお
引き取りください
平成○年○月○日
新潟市学校町通○番町○○○○
○○○○印
東京都○○○区○○町○丁○○
○○○○3F
株式会社○○○○御中

悪質商法にひっかからないための6カ条

①簡単にドアを開けずにまず聞こう「名前と目的」
②うますぎるもうけ話に落とし穴！
③勇気を持ってはっきり言おう「いりません」
④一人で決めずに家族、知人にまず相談
⑤簡単に、書くな名前押すな印鑑じっくり読もう契約書
⑥頭を冷やしてよく考えてうまく使おうクーリング・オフ

ひとりで悩まずお気軽にどうぞ

訪問販売などでお困りの人、ひとりで思い悩まず気軽に相談を。みなさんとともに考え、解決のためのお手伝いをします。相談は無料です。

〈相談先〉市消費生活センター　☎228―8100
市役所第1分館1階